

リスク管理基本方針

制定 令和 5年12月

当JAの役職員は、JAの信頼性を維持し、組合員・利用者等に安全・信頼・満足を提供するために、事業遂行にあたっての様々なリスクを的確に把握、評価し、管理・対応していきます。

このため、リスク管理を経営上の重要課題として位置づけ、下記の通り、リスク管理態勢の充実・強化につとめます。

1. JAの事業遂行に当たり、潜在するリスクについて、その種類、影響度を的確に認識し、各種リスクに関する評価を行います。危機の未然防止の徹底を図り、リスク管理を重視する組織風土を構築し、リスクの組織的な監視に努めます。
2. 各種リスクに対して、組織的な監視を行う一環として、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理手法を構築し、リスク管理の高度化を図っていきます。また、リスク管理の的確性・有効性について継続的な内部監査を実施します。
3. リスク管理の徹底を図るため、リスク管理委員会を設置し、リスク情報の収集と検討を行います。リスク管理委員会は評価したリスクについて、必要に応じ、理事会に付議・報告し、的確に意思決定を行えるよう体制を整備します。また、業務に精通した人材の育成・配置を行い、JA全体でリスク管理を取組む体制を構築し、その実効性を担保していきます。
4. 重大な影響をもたらすリスクが顕在化した場合は、迅速な組織的対応と情報開示を行い、影響の最小化と再発防止に努めます。
5. JAのリスクの内容や対策等のリスク情報については、組合員や利用者等に対して、適時・適切な情報開示に努めます。

附 則

この方針は、令和 5年12月27日から施行する。